


活動報告書兼領収書等添付票

|      |       |
|------|-------|
| 項目   | 広聴広報費 |
| 整理番号 | 2     |

|       |   |           |         |          |           |       |       |
|-------|---|-----------|---------|----------|-----------|-------|-------|
| ① 年月日 |   |           |         |          |           |       |       |
| ② 内容  | ・ 広報誌 2019年9月 発行<br>女性みらい通信 vol.1 発送費<br><br>※議員が開催する会議（県政報告会等）の場合、開催通知（案内文）及び会議次第を添付すること |           |         |          |           |       |       |
| ③     | 政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠<br>後援会名義の封筒で郵送したため、3/8按分とする。                |           |         |          |           |       |       |
| ④ 経費  | 費目  | 領収書金額 (円) | 按分率 (/) | 充当金額 (円) | 支払の内容     | 印刷成果物 | 発送物写し |
|       | 郵送費   | 153,122   | 3/8     | 57,420   | 県政報告書の郵送費 |       | ✓     |
|       |   |           |         |          |           |       |       |
|       |   |           |         |          |           |       |       |
|       | 合計  | 153,122   |         | 57,420   |           |       |       |

(注) 専ら実費や後援会長挨拶ばかりで、議員自らによる県政報告や参加者との意見交換等がないものについては、政務活動とはみなされません。  
 (注) 印刷費を計上している場合は、当該印刷費に係る成果物を添付すること。  
 (注) 郵送費を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容を記載の上、発送物の写しを提出すること。

|  |  |
|--|--|
| 議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）   | 会派使用欄  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である         | 経理責任者審査<br><br> |
| <input checked="" type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている           |  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 後援会主催の報告会等ではない                                 |  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 参加者等に対してお茶及びお茶うけを超える飲食（公職選挙法の制限を超える飲食）の提供はない   |  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 印刷費を計上している場合は、成果物（現物）が添付されている                  |  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 郵送費を計上している場合は、発送数及び発送内容が記載されており、発送物の写しが提出されている |  |

(裏面)

# 領収書

第 530505-06 号

|      |                   |         |   |     |        |           |
|------|-------------------|---------|---|-----|--------|-----------|
| おなまえ | 東条 恭子 様           |         |   |     | <領収内訳> |           |
| 受領金額 | 現金                | 153,122 | 円 | 小切手 | 円      |           |
|      | 切手                |         | 円 | 証紙  | 円      |           |
|      | 内消費税額             |         |   |     |        | ¥11,342 円 |
|      | 金額欄を訂正しているものは無効です |         |   |     |        |           |

<業務委託元等>

株式会社ゆうちょ銀行

株式会社かんぽ生命保険

郵便貯金・簡易生命保険管理機構

|     |  |   |
|-----|--|---|
| 郵便  | 切手・葉書・印紙・販売品の販売<br>郵便料金の収納<br>(別納 計器予納金 受取人払)<br>着払 その他( ) | 区内特別郵便 (@ 72 円) × 1,388 (枚・個・通・件)<br>第一種定形 (@ 82 円) × 423 (枚・個・通・件) |
| 貯金  |  |   |
| 保険  | 2回目以降の保険料の払込み  | 保険証券(書)の記号番号  |
|     |  | 払込期間及び払込月数  |
|     |  | 年 月期から 年 月期まで 年 か月分   |
| 物販等 | 店頭販売商品の販売<br>カタログ販売<br>その他( )                              |   |

上記の金額を、確かに領収いたしました。

取扱郵便局

徳島中央 郵便局

2019 年 8 月 30 日

電話番号

TEL 088 (622) 2741

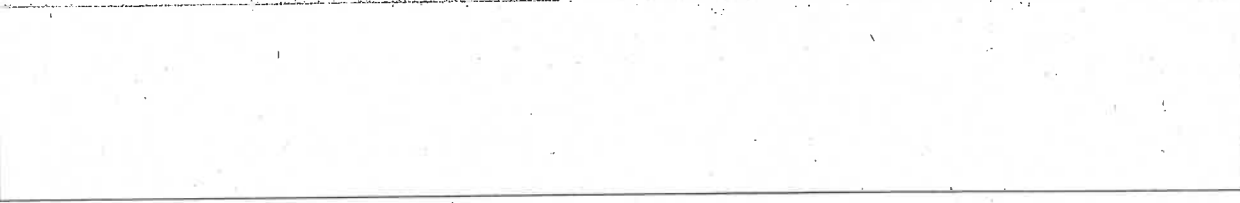
## 日本郵便株式会社

(所在地: 東京都千代田区霞が関 1-3-2)

受領者氏名

※ 裏面の「ご注意」欄をご確認ください。

第 530505-06 号



### 【按分による支出の場合】

|           |         |
|-----------|---------|
| 按分率       | 3/8     |
| 政務活動費の支出額 | 57,420円 |

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

### 【経費の一部に充当した支出の場合】

|           |   |
|-----------|---|
| 政務活動費の支出額 | 円 |
|-----------|---|

料金別納郵便

女性を  
政策決定の  
場へ!



女性を政策決定の場へ!

## 東条恭子と女性議員を増やす会

〒770-0939 徳島市かちどき橋 2 丁目 7-1  
かちどきマンション 1 階

Tel.088-602-7245 Fax.088-602-7246



# “女性みらい”通信



## 【6月議会で初質問】

こんにちは。東条恭子です。

議会へ入ってまず会派をどうするか。これまで歩んできた経過から「女性みらい」ひとり会派を立ち上げ、女性議員を増やす活動を中心に女性が声として届けられなかった性暴力やDV・虐待など女性ならではの視点で活動します。

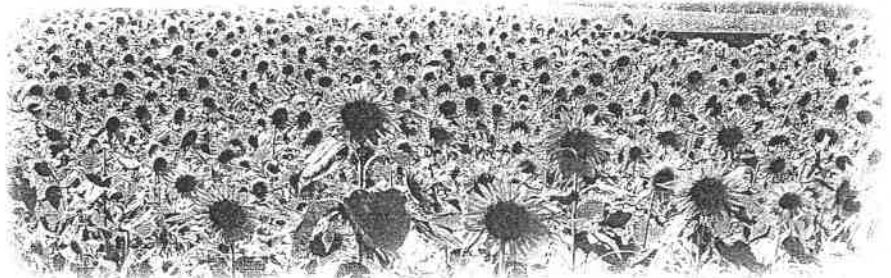
今回の質問は、飯泉知事の多選をめぐり県民市民の皆さまから疑惑も含め様々ご意見を伺いました。さらに、これまで15年間取り組んできた暴力「DV・虐待」について、この問題は命に係わる重要なことと、県全体で受け止めていただく必要性を感じたからです。

知事の政治姿勢について、知事は率直に選挙結果をどのように受け止めているのか。「少子高齢化対策(人口減少)」と「防災対策(大規模災害)」の2点について、これまでの16年間の成果と今後4年間にかかる知事の思いを伺いたい。と冒頭質問したが、謙虚に受け止め、初心にかえるとの答弁だけだったのは、少し残念でした。後は少子化対応としての出生率や東南海地震想定に関してはごく詳しく答えていただきました。

委員会は、「文教厚生委員会」「環境対策特別委員会」に所属しました。

今後も市民・県民感覚で「おかしい」と思うことはどんどん積極的に質問をしていく！このことを目標に、そして徳島県のみらいが少しでも「夢や希望」が見える徳島県になるよう皆さまのお声を届けていきたいと思っています。

【質問内容は裏面】



●非核恒久平和は県民全ての願い  
徳島県議会では、1982年10月20日に都道府県では初めて「非核の県」宣言をしています。宣言は、一年間にわたって「人間を返せ!」と「侵略」の日本の映画を県内140カ所余りで草の根上映運動を繰り広げ、会場で集めた署名を県議会へ提出、誓願し、実現したものでした。



平和記念碑「せいっばい」  
県庁舎北側

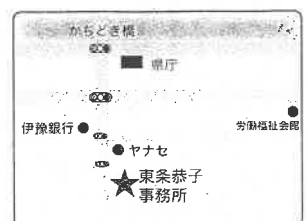
東条恭子・女性みらい 事務所

〒770-0939 徳島市かちどき橋 2丁目 7-1 かちどきマンション1階

Tel.088-602-7245 Fax.088-602-7246

E-mail info@tojokyoko.com

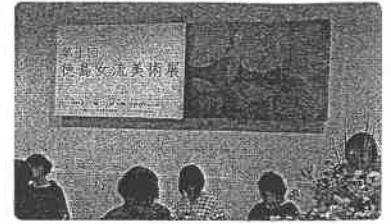
URL http://tojokyoko.com



## ●女性活躍推進について

**問** あらゆる政策・方針決定過程への女県環性の参画を進めていくためには、人材の育成が必要であると考えますが、県はどのように取り組むのでしょうか。

**答** 若者や女性の人材育成を図るため、とくしま・フューチャー・アカデミーを創設し、体系的な全7回のプログラムにより、審議会等への参画に向けた実践的なトレーニングを実施。人材活用バンクを設置しアカデミー修了生を登録する。



## ●DV、児童虐待への取り組みについて

**問** (1) 増加するDVや児童虐待事案への対応や、未然防止のため、県警察と関係機関が更に連携を深めていくことが必要と考えますが、所見をお伺いしたい。

**答** 27年度から3カ年で警察官20名の増員を容認いただき、このうち15名を、警察署等の人身安全関連事案を担当する部門に配置。平成28年度には、本部の生活安全部に刑事部門の捜査員を加え、新たに少年女性安全対策課を設置し、女性や子どもを対象とした犯罪の取締りや保護対策を強化。現在、本部の当直員には、少年女性安全対策課のスタッフを常時配置し、夜間・休日における突発的な事案に対しても、より専門的かつ組織的な対応に努めている。関係機関の相互理解に基づく一体的な連携が極めて重要。

**問** (2) 暴力と虐待への対応や価値観を踏まえ、中央子ども女性相談センターにおける女性支援担当と児童相談担当との連携や、警察との連携状況について、伺いたい。

**答** 本年4月には、3箇所のセンターすべてに、警察OB職員を配置し、虐待通告のあった子どもの安全確認や一時保護を、児童福祉司と共に行うなど、警察との連携強化を図った。

**問** (3) 命に関わる分野の対策として、県環包括的支援が可能となる専門員の養成や経験を踏まえた人材活用など、相談体制機能の充実を進めるべきと考えますが、所見をお伺いしたい。

**答** 対応困難な家庭や児童に対し、適切な援助を行う手法を学ぶ家族面接・スキルアップ研修会、DV被害相談の事例を活用した、実践的な研修であるスーパービジョン研修会、弁護士と共催することで、専門性の高い事例研究や情報交換を行うDV問題研究会など、職員や関係機関を対象とした研修を充実、令和2年度に向け、児童福祉職の採用枠を創設するなど、将来を見据えた職員体制の充実を図って参りたい。

## ●自然エネルギーについて

**問** 脱炭素社会実現に向けた自然エネルギーの導入促進において、利用調査も含め、県として、地域経済の活性化に資するべく取り組みを進めるべきと考えるが、所見をお伺いしたい。

**答** 2050年における脱炭素化を目指し2030年度の自然エネルギー・電力自給率50%とする野心的な目標を掲げ、この目標達成に向けた、実効性の高い4つの戦略プロジェクトを策定し、それぞれに指標を設定し、着実な実施を図る。本県の豊富な自然エネルギーを存分に活かすとともに、地元企業の参画を促進する。地域経済の活性化を図りながら、脱炭素社会の実現に向け取り組む。

## ●高齢者の生きがいがづくりについて

**問** 「人生100年時代」を迎え、多様な保健福祉の選択ができる高齢者の生きがいがづくりが求められている中、「徳島県版『介護助手』制度」のこれまでの経過と今後の取り組みについて、お伺いしたい。

**答** 徳島県版介護助手制度を創設し、これまでの2年間に、94名のシニアの方が介護助手として雇用された。

人材不足が続く保育の分野へも拡大するなど、シニアの生きがいがづくりと活躍の場の創出に努める。アクティブシニアの新たな働き方を広く普及・定着させ、高齢者の皆様方が地域社会を支える主役として、多様な場面で生涯活躍できる社会の実現に向け取り組む。



2019.5.24  
小松海岸ゴミゼロ運動



2019.6.14  
うたごえ広場 労館別館



2019.6.27  
「女性みらい・これからのことを語ろう」



2019.7.2  
子ども食堂「つだまちキッチン」見学



【まとめ】

- 飯泉知事が記念オケの問題を受けて、ボーナスを全額返上していたのを最近知りました。県民・市民は多分知らないと思います。知事が信用していた人物がやはり問題だったと認められたのだと思います。人間ですので失敗はあります。ただ残念なのは、アニメの祭典「マチ★アソビ」を主催する実行委員会の会長を務めていたアニメ制作会社「ユフォーテーブル」社長徳島出身の近藤光氏も「脱税疑惑」が週刊誌で報じられています。徳島県のイメージ低下払拭に向けて、飯泉知事が県民の先頭に立ってイメージアップを図っていただきたい。
- 去る5月24日、徳島県町村議会女性議員連盟の研修会が那賀町議会で開催されたと聞いています。男女共同参画立県として是非、徳島県の女性議員研修や懇談会の開催を検討していただき、「年に一度は知事とお話をする機会を作っていただきたい」。
- 「暴力」の究極は「殺すか殺されるか」といった状況までエスカレートしてしまいます。そうなる前に、やはり「安心して相談できる場」や「相談してもいい」といった周囲の理解や環境が必要だと考えます。悲惨な事件が起きないように、「加害者も被害者もつくない安心して住める安全な徳島」にしたい。
- 私の知人が電力会社に勤めています。「あの福島原発事故以来、社風がすごく暗くなった」「将来子どもたちに負の遺産を残すのでは」と気にしていました。働いている場が「誇れる職場」でないと「働く人は元気」になれません。再生可能エネルギーを県内で開発していただき、県内で働く方々の地場企業を育てていただくことを要望。



学力日本一  
東成瀬中学校



2019.8.5-7  
文教厚生委員会  
秋田県視察



2019.8.2  
「あきらめない」  
出版記念会



2019.8.1  
全国少年消防クラブ  
アスティとくしま



2019年7.26  
(公財)徳島県勤労者福祉ネットワークとゾリグ財団との友好交流に関する協定締結



2019.7.23  
8.1 から始まる放射線治療について鳴門病院視察

【最後に】 ちよつと選挙期間中でしたが、今年の4月12日「東大の入学式」に上野千鶴子さんが言った祝辞がとても印象的でした。最後の方のフレーズですが、

「あなたたちはがんばれば報われる」と思ってきたはずですが、がんばってもそれが公正に報われない社会があなたたちを待っています。そして「がんばったら報われる」とあなたがたが思えることそのものが、あなたがたの努力の成果ではなく、環境のおかげだったこと忘れないようにしてください。あなた達が今回「がんばったら報われる」と思えるのは、これまであなた達の周囲の環境が、あなた達を励まし、背を押し、手を持ってひきあげ、やりとげたことを評価してほめてくれたからこそです。世の中には、がんばっても報われない人、がんばろうにもがんばれない人、がんばりすぎて心と体をこわした人たちがいます。

がんばる前から、「しょせんおまえなんか」「どうせわたしなんて」とがんばる意欲をくじかれる人たちもいます。

あなた達のがんばりを、どうぞ自分が勝ち抜くためだけに使わないでください。恵まれた環境と恵まれた能力とを、恵まれない人々を「おとしめる」ためにではなく、そういう人々を助けるために使ってください。そして強がらず、自分の弱さを認め、支え合って生きてください。

女性学を生んだのはフェミニズムという女性運動ですが、フェミニズムは決して女も男のようにふるまいたいとか、弱者が強者になりたいという思想ではありません。フェミニズムは弱者が弱者のまま尊重されることを求める思想です」とおっしゃいました。

ここ徳島県庁へも誰でもが入れるわけではございません。

徳島の人材は徳島の財産だと思います。徳島県民が選んだ飯泉知事を筆頭に全員で知恵を出し合い、市・町・村地域間連携を図ってこそ徳島の活性化につながると思います。

ここにこさせていただいた私自身も、今後、研鑽を積んで参りますので、皆さま方のご指導・ご鞭撻をお願い申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。



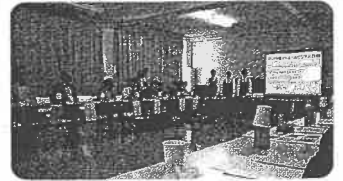
2019.7.8~13  
徳島県男女協調週間



2019.7.13  
参議院議員選挙呼びかけ行動  
東条事務所前



2019.7.17  
フラワーデモ in 徳島



2019.7.23  
エシカル教育と国際理解教育について 徳商(母校)にて



### 県議会一般質問を拝聴して

待望の東条恭子さんの県議会議員としての登壇に胸躍らせて拝聴しました。

初登壇とも思えぬ落ち着きで、堂々としている態度に思わず拍手を送らせて頂きました。

まず、女性活躍の進展の場の遅さとしていること。彼女が長年に渡って努力して来たDVでの問題点。弱者のための公的対応。女性センター・児童に対する配慮。24時間何時でも安心して相談に乗る配慮など多岐に渡る質問は、県として満足はいかないまでも、まああの回答が戴けたと思う。特に締め括りに、上野千鶴子さんの今年度東京大学入学式祝辞を紹介する等、見事であった。今後の活躍に期待したい。

「女性差別撤廃条約」を批准している日本も16条9項の選択的夫婦別姓に対し、いまだに成立していない徳島県は、1996年3月22日の県議会で他の県より早く「選択的夫婦別姓制度に関する反対意見書」を決議して、国に提出している。開かれた議会になるよう尽力をお願いしたい。

元参議院議員 乾 晴美



もっと女性を政治の場に送ろうを合言葉に、4月7日の県議会選挙まで東条恭子さんを最適とし選挙運動をがんばった日々も遠くなり、早くも八月のお盆となりました。幸い第6位で当選を果たしたあの夜の喜びは忘れられません。

東条さんは、議員になり初めての一般質問では社会をむしろ家庭内暴力の徳島県の現状と対策を問いただし、徳島県と警察、民間活動の連携のさらなる向上にを願い質問や意見を述べています。私たちは今後も東条さんとコミュニケーションを密に保ちながら一人で立ち上げた会派「女性みらい」を支援します。

“東条さん！徳島の未来を託す多くの仲間たちと共に前に進みましょう。あなたに託したその重責を決して忘れず、明るい未来のために私たちは仲間を増やしてがんばるから”

東条恭子と女性議員を増やす会 会長 河野 南代子



### 「政治分野における男女共同参画推進法」が成立したのに

2019年、統一地方選、参議院選挙と立て続けに行われた。

今回の選挙は、昨年5月に「政治分野における男女共同参画推進法」が成立して初めての選挙であった。候補者を男女同数とする努力義務が課せられている法律を受け、その真価が問われる選挙でもあった。参議院選挙では、与党は女性候補者を減らして法律などお構いなしだったが、野党は女性候補者を増やしていた。結果、女性議員の当選率は2.26%である。

この法律は、通称「候補者男女均等法」などとも言われたりするが、どんな法律なのか。

1. 各選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等になること。
2. 国及び地方公共団体は候補者数の目標を定める。
3. 各政党は性別に関わらず政治に参加しやすい環境の整備をする。

これらには、具体的な数値目標が一切書かれておらず、努力義務をうたっている強制力のない「理念法」なのだ。

1999年、「男女共同参画社会基本法」制定。その後、政府は「女性が輝く社会」「女性活躍社会」などとスローガンだけ。実情はほど遠い。

“女性議員が増えれば社会が変わる”

元徳島女性協議会会長 諏訪 公子



各委員会・会派 活動報告



議会玄関前にて

### 当面の日程

- 9月 1日(日) 防災訓練
  - 9月2日~4日 女性研修会・環境特別委員会視察
  - 9月 5日(木) G20消費者政策国際連合
  - 9月 6日(金) 第50回徳島県敬老県民のつどい
  - 9月 7日(土) 社会資料センター第14回公開講座
  - 9月 9日(月) 会長・幹事長会
  - 9月12日(木) 議会運営委員会
  - 9月13日(金) 事前委員会(常任)
  - 9月14日(土) 壮生創立10周年記念のつどい
  - 9月17日・18日 事前委員会(特別)
  - 9月19日(木) 開会、知事説明
  - 9月21日(土) うたごえ広場・第2回モーニングセミナー・烏雲先生里帰り歓迎会
  - 9月23日(月) 東条恭子と女性議員を増やす会 世話人会
  - 9月25日(水) 代表質問
  - 9月26日(木) 一般質問
  - 9月30日~10月3日 付託委員会(常任)
  - 10月4日~7日 付託委員会(特別)
  - 10月10日(木) 議会運営委員会
  - 10月11日(金) 閉会
- 仙谷由人一周忌

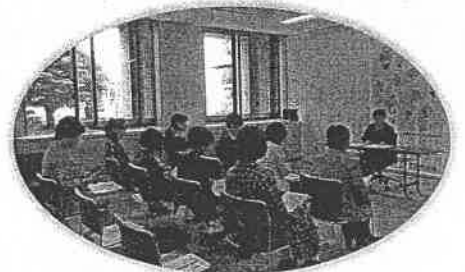
### 【女性みらい】議会活動：会派活動

県庁舎見学&「見て/知って/徳島県庁」女性みらいはじめての議会ウォッチング!

5月27日(月)3時55分、すだちくんテラスに女性活動家の皆さん約10名が集合。14時から中央こども女性相談センター唐谷女性支援担当から徳島県のDVの現状(相談・助言や支援・啓発活動)と性暴力被害者支援センター「よりそいの樹」や警察との連携について【ミニ講座】を拝聴しました。

その後、議会正面の説明を受け議場を見学、3階のひとり会派「女性みらい」の部屋にも立ち寄っていただきました。

参加した方々からは、「とても議会が身近になった!」と喜んでいただきました。(東条)



### 【初質問を終えて】

議会正面にて：

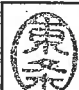
たくさんの方が傍聴に来てくれました。

活動報告書兼領収書等添付票

|      |       |
|------|-------|
| 項目   | 広聴広報費 |
| 整理番号 | 3     |

|       |  |              |              |             |       |           |           |
|-------|--|--------------|--------------|-------------|-------|-----------|-----------|
| ① 年月日 | 2020年3月1日  |              |              |             |       |           |           |
| ② 内容  | <ul style="list-style-type: none"> <li>発行部数 3,000部</li> <li>配布方法 郵送 事務所での配布</li> <li>内容<br/>【女性みらい通信 vol.2 2020年3月1日発行】<br/>県政報告書を印刷し、県内において上記の配布方法により地域住民に配布し、広聴広報活動を行う。<br/><br/>(別紙添付参照)</li> </ul> <p>※議員が開催する会議（県政報告会等）の場合、開催通知（案内文）及び会議次第を添付すること</p> |              |              |             |       |           |           |
| ③     | 政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠<br>全紙面に占める政務活動分の紙面により按分率を3/4とする。   |              |              |             |       |           |           |
| ④ 経費  | 費目   | 領収書金額<br>(円) | 按分率<br>( / ) | 充当金額<br>(円) | 支払の内容 | 印刷<br>成果物 | 発送<br>物写し |
|       | 印刷製本費  | 159,500      | 3/4          | 119,625     | 印刷製本費 | ✓         |           |
|       |  |              |              |             |       |           |           |
|       |  |              |              |             |       |           |           |
|       |  |              |              |             |       |           |           |
|       | 合計   | 159,500      |              | 119,625     |       |           |           |

(注) 専ら来賓や後援会長挨拶ばかりで、議員自らによる県政報告や参加者との意見交換等がないものについては、政務活動とはみなされません。  
 (注) 印刷費を計上している場合は、当該印刷費に係る成果物を添付すること。  
 (注) 郵送費を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容を記載の上、発送物の写しを提出すること。

|  |  |
|--|--|
| 議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）   | 会派使用欄  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である         | 経理責任者審査<br><br> |
| <input checked="" type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている           |  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 後援会主催の報告会等ではない                                 |  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 参加者等に対してお茶及びお茶うけを超える飲食（公職選挙法の制限を超える飲食）の提供はない   |  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 印刷費を計上している場合は、成果物（現物）が添付されている                  |  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 郵送費を計上している場合は、発送数及び発送内容が記載されており、発送物の写しが提出されている |  |



(裏面)

■ 領収証

女性み50東条恭子 様

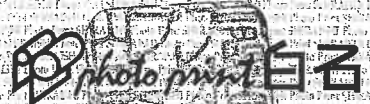
金額

¥ 159,500

但し 前信No 2 印刷代にて

上記の金額に領収いたしました。

2020年2月28日



有限会社フォトプリン 白石  
〒770-0003  
徳島市北田宮2丁目7-70  
TEL(088)632-8833  
FAX(088)632-8838

【按分による支出の場合】

|           |           |
|-----------|-----------|
| 按分率       | 3/4       |
| 政務活動費の支出額 | 119,625 円 |

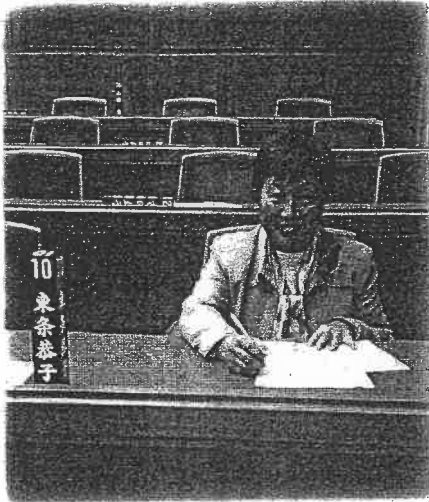
(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

|           |   |
|-----------|---|
| 政務活動費の支出額 | 円 |
|-----------|---|



# “女性みらい”通信



議場にて

こんにちは 東条恭子です!

私が県議会議員になって、11カ月がたちました。

知事が掲げているのは、国難と言われる「人口減少対策」と南海地震・豪雨災害に備えた「防災対策」です。そのことも大切ですが、そごう徳島閉店問題や徳島市新ホール整備事業問題について昨年の11月議会でも議論されました。私が議会に入って思うことは、県民や市民が置き去りにされ、もっと身近な生活の諸問題抜きにオンリーワンやVS東京、掛け離れたところにいるように感じています。今、徳島県の政治には県民や市民の立場に立った施策が求められています。

そんな中、私は昨年11月、初めて「世界女性シェルター会議」に参加しました。世界会議は凄いい迫力があり、他国の女性は輝きを増していました。

聞いた話の中で、「これまでの社会は家父長制で父兄社会、表には女性はいなかった。男性がリーダーになる社会は、常に競争や勝敗を意識し、経済優先で自然を崩壊、力で女性や子どもを支配することがある。そういった社会に、今、地球が警鐘を鳴らしている。女性は分け合い支え合い、自然を生かし、命を守ろうとする。今、必要なのは、愛が満ち溢れ平等が高まる包摂なる社会である。シェルターから、子どもたちに『愛』の種をまき、育てていこう。『愛』を拡げるためにすべての人が連携とネットワークキングしよう!」と言われた言葉がとても印象的でした。日本の女性政策の遅れを痛感させられた会議でした。

少子高齢化は、長寿と言われる女性の問題でもあります。母や妻・娘や孫が笑顔で輝く社会、女性の人権を尊重し、女性や子どもに対する暴力をなくし、誰もが健康で安心して生きられる、ひとり一人が大切にされる社会に向けて活動して参ります。

今後とも皆さまのご指導・ご支援をどうぞよろしくお願い申し上げます。

【世界女性シェルター会議報告は裏面】

## ●東条恭子さんへのエール

私たち「女性議員を増やし応援する会」メンバーは、三々五々県庁近くの東条恭子事務所が集まり、東条さんから県議会の報告を聞いたり、広く日本で起きていくことについて話し合っています。

男女共同参画を掲げる徳島県が、男女の差を解消し真に平等な存在として県議会が率先して意見が尊重される日が近いことを期待しています。

東条恭子と女性議員を増やす会

会長 河野 南代子



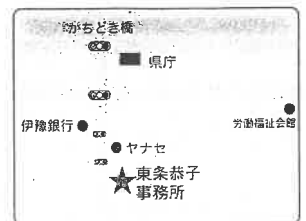
東条恭子・女性みらい 事務所

〒770-0939 徳島市かちどき橋 2丁目 7-1 かちどきマンション1階

Tel.088-602-7245 Fax.088-602-7246

E-mail info@tojokyoko.com

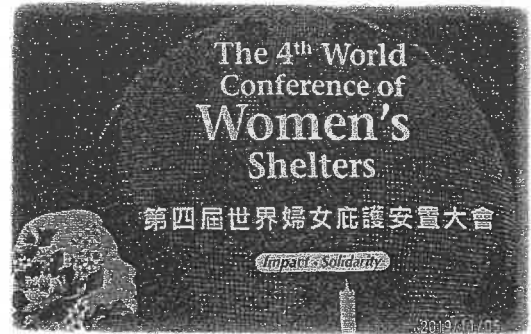
URL http://tojokyoko.com



# 「第4回世界女性シェルター会議」に参加！

と き：2019年11月5日（火）～8日（金）

と ころ：台湾・高雄市高雄展覽館



世界中で、女性や少女に対するDVや性暴力の被害は大きな問題であり、世界中でDVや性暴力にとりくむ人たちが集まる「世界女性シェルター会議」が、今回はアジアで初めて、台湾の高雄市で開催されました。この会議には世界120の国から、DVアドボケイト、支援者、政府代表、資金支援者、協力企業、研究者、学生そしてアクティビストが一堂に集まり、そこで、女性に対する暴力を根絶し、女性シェルターをいかに強化していくかについて話し合った。

日本からは、約100名、徳島県からは7名、世界から1,400名が参加しました。私にとっては、はじめて国際会議でしたがとても充実した時間を世界中の女性や男性と共有できた。

## 台湾で開催された理由として

- ・男女平等度はアジアで1位。

- ・国会議員の40%は女性。
- ・管理職約40～50%が女性。
- ・同性婚が2019年5月に認められた。

また、来賓として、蔡英文女性総統がサプライズで挨拶にいらしたのには驚いた。日本なら総理が来るなど考えられない。その状況からもいかに政府が女性の進出や女性に手を差し伸べているのかがよく分かった。

今回の2019年12月ジェンダー指数で日本は、153カ国中121位と日本の男女平等指数は下がりになり先進国とはとても言えない状況となっている。

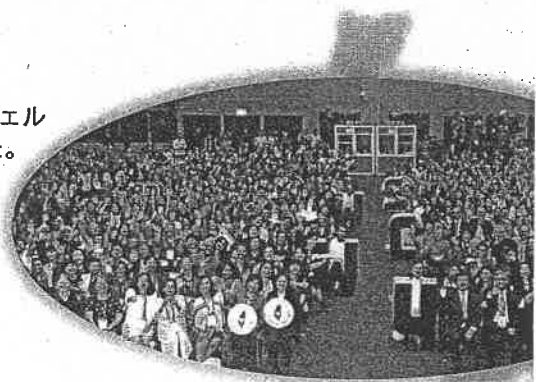
## テーマ

# 1

## 新たな課題

このセッションでは、データ収集、プライバシー、LGBTQのためのシェルター運営、構造的暴力などの新たな課題についてオープンに話し合った。

・現在中国による逃亡犯条例改正案に対して、人口7分の1,200万が抗議行動に参加している。その抗議運動の中警察や司法によって若い女性たちへの性的虐待が起きていることを知ってほしい。明らかに政治的なモチベーションによる性暴力であり、政府に反対する人の口をふさぎ、コミュニティを分断する目的だ。女性たちは拘留所に入れられ、尋問を受け、服を脱いで下着をとるように言われ、周囲から丸見えの場所で何度も屈伸をさせられるなどの性暴力を受けている。アンケートによれば、性的な暴言、身体を触られる、望まない性行為を要求されるなどの被害が、路上や警察署、拘留所などで起きている。国際的な支援が必要であり、独立した調査委員会を求めている。



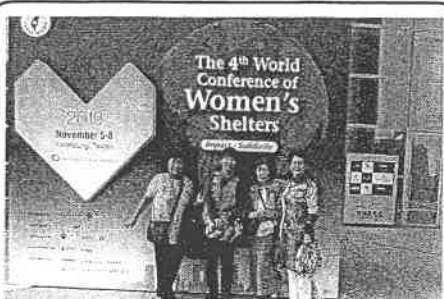
## テーマ

# 2

## アートとアドボカシー（啓発）

ヴァギナ・モノログから#MeToo運動まで、アートと文化産業は女性に対する暴力への一般市民の考え方を変えるのに重要な要素となっています。このセッションでは、ジェンダーに基づく暴力を根絶するために「心を動かす作品」様々なアート・芸術をどのように活用できるか話し合った。

・2019年アカデミー賞の外国語部門に選ばれた「ROMA」という映画は、二人の女性の人生を描いており、女性差別を表現している。多くの人は、運命は決まっているというけれど、あるカテゴリーの人がどのように生きるべきかをとやかく言う人に、決して従ってはいけない。私たちの決心、強い決意を持ってそこを出るリスクを取るべきだし、そうしたからこそ、ヤリツァ・アパリシオは初めて先住民の女性としてアカデミー女優になることができた。どうして私には価値がないのか、女性、肌の色、言葉、土着の間であることによる差別は、女性への暴力のシリアスな問題。ジェンダー不平等な世界を変えようとする決心が、まず最も必要なことなのだ。



会場入り口看板前にて



会場進行者



主催者

テーマ  
3

## シェルター運営と ソーシャルワークの新しい手法

このセッションは革新的なシステムおよび社会資源やサービスの一本化などサバイバーの様々なニーズに対応するために、従来の考え方から離れ、革新的なアイデアを出すことを目的に開催され世界中が繋がった。

・元々自然豊かなアフリカは変わってしまい、レイプや病気が横行している。そんな中で女性たちの尊厳を取り戻すために「シティーオブジョイ」というシェルター活動が始まった。苦しみをパワーに変える活動、一人ひとりの能力を可視化して、自分自身を取り戻していくための活動を行っている。本当のことを語り、痛みを他の体験に変えていく。女性の人生を変えていくための生活まご活動だ。シェルターは、社会を変える、自分たちの革命を起こす準備をする場所だ。



集合！徳島から 西岡・湯浅・八村・東条

テーマ  
4

## 政策と立法

このセッションでは、国際的な基準や目標を批判的に見直し、国の責任を明らかにして協働体制を改善する革新的な戦略を探し、被害者の保護および暴力の根絶のために必要な法律や政策とは何かを考えた。

- ①人権をめぐるシステムは全世界にそれぞれあるが、国連でフレームをつくる必要がある。
- ②国々の説明責任を明記する必要、国連の条約はそれぞれの国によって法制化されるが、国際的には、様々なキャップがある。
- ③定義は各国に任せられているので、常に不完全な定義。更には罰則が必要。世界的に包括的な条約をつくり、その効力をもっと強化すべき
- ④ポリシー&レジスターレーション 2014年のイスタンブール条約は、締結国が30カ国。現在はモニタリングしている状況。女性たちは何世紀にも渡る、家父長制による不公平な差別や抑圧を経験してきた。「誰ひとり取り残さない」まず、実現への責任が持てる構造をつくっていくことが必要。



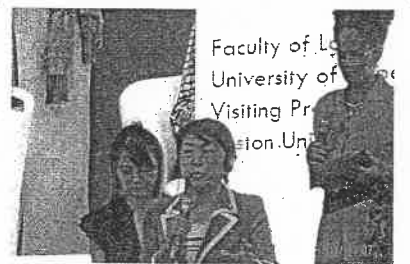
徳島から 河野・山橋・飛鳥

テーマ  
5

## 平等と経済的エンパワメント

このセッションでは、女性の経済力を高め、包括的なコミュニティを作り、貧困と暴力を減らし、女性と少女をエンパワーするための様々な手法について考えた。

・経済的なことが問題なのか。例えばアフリカの性器切除は女性がビジネスでやっている。ソエと呼ばれる伝統的に性器切除を仕事を女性たちに対してその社会から排除するというのでは、本当の解決にならない。教育の問題である。ケニアの女性から、自分自身は知識があったので性器切除から逃れることができた。ソエたちに「ナイフを捨てよう、他の仕事をしよう」と呼びかけソエだった女性がコミュニティの話を語り継ぎ、女性へのアドバイスができるような方向の活動をしている。内戦など女性や子どもにも暴力が続く中で、女性に有害な伝統から女性自身がどのように逃れるか、そのためにジェンダーの意識向上を目指したい。

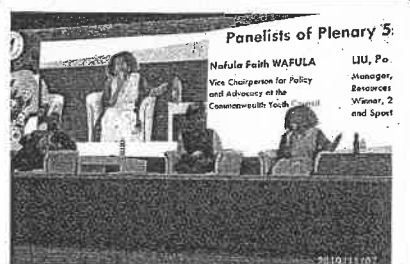


テーマ4 福島みずほさん（日本代表）

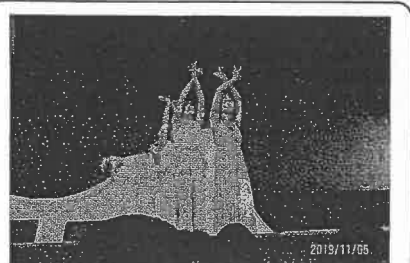
## ワークショップとセミナー

4WCWSの分科会のワークショップとセミナーでは、女性に対する暴力の広がりをもとめるための革新的な解決策を見出せるよう、支援者、政策立案者、学者、そしてサバイバーとの意見交換やディスカッションができる様々な場、参加者同士がより深く話し合う場だった。

- ・イブ・エンズラー（アメリカ）詩人、サバイバー
- 私は毎日毎日闘ってきた。男性が心からの謝罪の言葉を言うのを、いまだ聞いたことがない。私は私が聞きかたかった言葉を、自ら書くことを続けた。男性もまた、癒される必要があるそれは次のようなことだ。
- ①まず自分を解くこと。子どもだったころのように、自分の感情を開放して、泣いたり叫んだりすること、自分に許可することが必要。私たちは社会の期待に添うことで、多くの感情を抑圧してきた。
  - ②次に自分を認めること。実際に何が起きたのかを、そのままに認めることがとても大事で、そのためにはパワーが必要。同時に加害者の痛みを被害者が理解する必要はないことを認める。
  - ③さらに、自分が虐待をした人がどう感じたのかを知る。
  - ④そして、責任を取るということ。
- このステップこそすべての男性に経験して欲しいと語った。
- 破壊されつつある自然を思う時に、黙々と語らず、ただ暴力を受け続けている女性を連想する。今、私たちは暴力に満ちた世界を変えるためにこそ、声を上げよう。「命の力」鳥や花や虫や、多くの自然たちと共に生きる世界を取り戻そう。女性や子どもへの暴力は、地球への暴力につながっている。父権社会のやり方、自然を支配し、侵略し、破壊して世界をわがものとしてきたところから、いのちや自然を取り戻すことが必要。こんな世界は嫌だと声を上げよう。そのためにこそ、女性たちが繋がっていく。



アフリカでの取り組み



芸術 ダンス



蔡英文（ツァイ・インウェン）台湾総統

The 4th World Conference of Women's Shelters  
2019 November 5-8 • Kaohsiung, Taiwan

Opening Ceremony



ようこそ台湾へ（主催者）



アートで啓発



# 「世界女性シェルター会議」に参加して テーマ：「インパクトと連帯」



台湾で出会った忘れがたい光景について、ここでは書いておきたい。高雄から新幹線で10分、大阪と京都のような位置に古都・台南市がある。古い史跡や寺院、安平老街も面白かった。市街地のレトロなビルをお洒落にリノベーションした「林百貨店」に立ち寄った。第二次世界大戦時、台湾は日本に統治されていたがゆえに、連合国側から大規模な空襲を受けた。屋上や外壁の砲弾跡をそのままに保存して、当時の様子を展示している。そこを出た黄昏時の街並みで、ふいに私たちは慰安婦像に出会った。女性への暴力やジェンダー平等の世界の動きを目の当たりにして、その空気を胸いっぱい吸い込んだ。私たちに少女像は圧倒的な存在感を放って、ただそこに立っていた。国の歴史とは決して無縁ではなく、ジェンダーギャップ指数121位の日本に今、私たちは生きている。暴力を許さない女たちと国境を超えてつながりたい。その思いを新たにした、忘れ得ぬ旅である。

ウイメンズカウンセリング徳島 代表 加野 和代



世界シェルター会議（4WCWS）はガーデン・オブ・ホープが中心となり、台湾政府、企業等の援助を受けて開催された。国が「暴力の根絶」に力を入れているのが良く分かる。高雄展覽館（会場）の大きさ、前を走る最新路面電車LRT（ヨーロッパではトラム）と、この国の新しい変化。日本は取り残されたと感じた。この変化の源はと考えると政治だった。台湾総統・蔡英文（ツァイ・インウェン）氏は短期間に暴力被害者支援の法整備、支援制度を進めた。また、ジェンダー平等のために戦ったと話す、そして台湾はアジアでトップのジェンダーギャップ指数世界9位となったと会場で話されインパクトを残した。被害者支援は一つの問題でなく様々な問題とリンクしていることが良く分かった会議だった。

女性グループ・すいーぶ 代表 山橋 潔子



世界シェルター会議では、客席が一体になり、「共にしたことは心に残り、連帯が築かれたことは死ぬまで続くであろう。今59カ国のヘルプラインが出来ている、どこかに電話すれば繋がる。香港は戦っている、一緒に戦おう。多くの人が集まり、エネルギーになり、インパクト・声に変える、全世界の声をホームに繋げ、自分が自由で安全なホーム、心配せず女性・子どもが生きられる場所、追放された人の真の連帯、子どもへの暴力がなくなり、持続可能な社会から世界が息づく社会へと・・・」感動的な会議でした。

初めての世界会議に出席し、日本の遅れを肌で感じたと共にたくさんのエネルギーをいただきました。このエネルギーを暴力のない持続可能な社会構築に繋がりたい！

ストップDV・サポートの会 副代表 西岡 恵子



台湾に集まる世界のフェミニストたちと、ただただ同じ時間と空気を味わいたい—そんな気持ちで参加を決めた世界女性シェルター会議。初日早々、インドのフェミニストより「自分に拍手をしよう、祝福をしよう」とやたらと沁みる檄が贈られた。その後「女性たち、連帯せよ！」との熱々のアジェンション。初日からこの調子である。会議終了後はエンパワメントに満ちたことは言うまでもない。移民や先住民などのマイノリティ女性の参加も多くみられたことも自身の力となった。本会議のテーマは「連帯とインパクト」そのテーマの通り、大きなインパクトがもたらされた。滞在中、ホテルから会場への行き帰りに活躍してくれた白転車も、睡眠時の夢に出てくるほどのインパクト。徳島・日本、そして世界の仲間たちに感謝の気持ちをここに残した。

女性グループ・すいーぶ 飛鳥 恭子



当会は「DV加害者更生教育プログラム」の実施団体です。DV根絶には、被害者支援と同時に「加害者更生」は車の両輪のように必要をコンセプトに活動しています。世界ではどのように取り組んでいるのか「世界女性会議台湾」で学びたいと参加しました。

まだ家父長制社会が厳然とあり、男性の支配、固定的な性別役割意識、女性への軽視・蔑視が暴力の原因であり、撲滅するためには連帯して私でなく私たちの問題と考え、「#Me Too運動」の真うに声を出すこと、性差別を無くしジェンダー平等を目指すこと、暴力対応や加害者対して統一した法律の整備（例えばイスタンブール条約の批准）が重要課題として発表された。しかし希望は台湾であり、女性リーダー・蔡英文総統（2020年再選）の元で、男女平等が進み女性の活躍が社会を活気づかせている。パワーをもらいました。

地域支援ネットそよ風 八村 有希子



参加者の熱い思いに圧倒された4日間でした。

壇上では、自国の現状や被害体験を語る人、連携・法制度の必要性やビジョンを示す人達が力強く語りました。

印象に残ったのは、メキシコの女優です。「女の子は台所へ、サッカーはダメ」と言われて育ったというフレーズ。男子は遊んでいても女子は家の手伝いをという風潮は私達と同じです。

彼女は、運命は決まっているという言葉を受けながらも挑戦しました。「私の価値は私が一番知っている」という言葉を聞き「我為すことは我のみぞ知る」を思い出しました。共通するのは強い意志！

女性は声をあげるべきという一方で、シェルターやMe tooが不要な世界を作りたい、との声がありました。何度も出てきたのは、家父長制の弊害でした。誰かが「男性も変わらなくては！今こそ男性を参加させねば。」と。龍馬ファンの熱い男達にも、是非参加して欲しいものです。

ストップDV・サポートの会 代表 湯浅 真由美




活動報告書兼領収書等添付票

|      |       |
|------|-------|
| 項目   | 資料購入費 |
| 整理番号 | 1     |

| 書籍名                         | 領収書金額<br>(円) | 按分率<br>(%) | 充当金額<br>(円) | 備考            |
|-----------------------------|--------------|------------|-------------|---------------|
| 「しんぶん赤旗」日曜版                 | 3,720        | 10/10      | 3,720       | 9~12月分        |
| 種子法廃止でどうなる? 資料代 (種子法に関する資料) | 1,700        | 10/10      | 1,700       |               |
| 解放新聞                        | 5,109        | 10/10      | 5,109       | 2019.7~2020.2 |
| 部落解放                        | 5,493        | 10/10      | 5,493       | 2019.7~2020.2 |
|                             |              |            |             |               |
|                             |              |            |             |               |
|                             |              |            |             |               |
|                             |              |            |             |               |
|                             |              |            |             |               |
|                             |              |            |             |               |
|                             |              |            |             |               |
|                             |              |            |             |               |
|                             |              |            |             |               |
|                             |              |            |             |               |
|                             |              |            |             |               |
|                             |              |            |             |               |
|                             |              |            |             |               |
|                             |              |            |             |               |
|                             |              |            |             |               |
|                             |              |            |             |               |
|                             |              |            |             |               |
|                             |              |            |             |               |
|                             |              |            |             |               |
| 合計                          | 16,022       |            | 16,022      |               |

(注) 一般的に大衆紙と言われる雑誌類や選挙活動用とみなされる可能性が高い住宅地図には充当できません。  
 (注) 定期購読をしている刊行物について、12ヶ月を超える分は対象となりません。

|  |  |
|--|--|
| 議員本人による確認欄 (次の事項に間違いなければ自筆で☑を記入すること)   | 会派使用欄  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の用途基準 (条例第2条第1項) に合致した適正な支出である | 経理責任者審査<br> |
| <input checked="" type="checkbox"/> 充実に適さない書籍等 (選挙関連、住宅地図、大衆雑誌等) は含まれていない    |  |

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

|  |       |                                  |
|--|-------|----------------------------------|
| 東條 恭子 様  |       | 日本共産党発行の<br><b>しんぶん赤旗</b><br>領収書 |
| 新聞・雑誌名   | 部数    | 金額                               |
| 「しんぶん赤旗」日曜版  | 1     | 930                              |
|  |       | 3,720 円                          |
|  |       | 2019/9～2019/12 年 月分              |
| 上記の金額たしがにいただきました。<br>ありがとうございました。<br>日本共産党徳島地区委員会<br>〒779-3121<br>徳島市国府町和田字居<br>内144<br>TEL 088-642-9901 |       |                                  |
| 領収日  | 12/27 | 扱者                               |

【按分による支出の場合】

|           |   |
|-----------|---|
| 按分率       |   |
| 政務活動費の支出額 | 円 |

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】


|           |   |
|-----------|---|
| 政務活動費の支出額 | 円 |
|-----------|---|

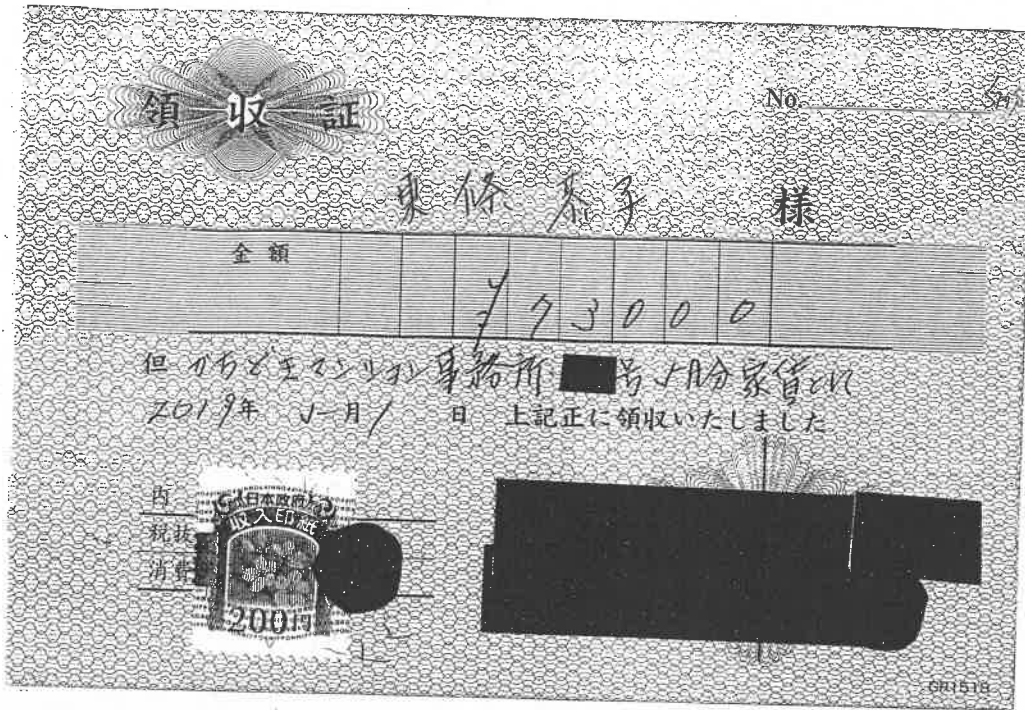


## 活動報告書兼領収書等添付票

|      |      |
|------|------|
| 項目   | 事務所費 |
| 整理番号 | 1    |

| 費目  | 月分 | 支払の内容                                |
|---|----|--------------------------------------|
| ※該当費目を○で囲む  |    | 徳島市内にある家賃                            |
| ○家賃料  |    | 5月分 73,000円                          |
|   |    | 6月分 73,000円 + 540                    |
|   |    | 7月分 73,000円 + 432                    |
| 電気代   |    | 8月分 73,000円 + 432                    |
|   | 5  | 9月分 73,000円 + 432                    |
| 水道代   | 5  | 10月分 73,000円 + 432                   |
|   | 1  | 11月分 73,000円 + 440                   |
| ガス代   | 2  | 12月分 73,000円 + 440                   |
| その他   | 月分 | 計 584,000円 + 3,148円      合計 587,148円 |
| ※具体的に記載   |    |                                      |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     例：<br/>                     警備会社との警備委託料                 </div> |    |                                      |

|  |  |
|--|--|
| 議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）                                       | 会派使用欄  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の用途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である | 経理責任者審査<br><br> |
| <input checked="" type="checkbox"/> 事務所状況報告書が提出されている（内容に不備等がない）            |  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 政務活動費の支出額には事務所状況報告書記載の按分率が適用されている      |  |



店舗内専用

預金口座振替 預金払戻請求書 による振込受付書

振込金受取書

依頼日 01/05/29  
年 月 日

6期

|      |                     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |               |
|------|---------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---------------|
| お振込先 | [Redacted]          |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 支店            |
|      | フリガナ [Redacted]     |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 金額            |
| お受取人 | フリガナ [Redacted]     |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 金額            |
|      | (おなまえ) [Redacted] 様 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 消費税込手数料 4540円 |

うち 手形・小切手等 [Redacted]

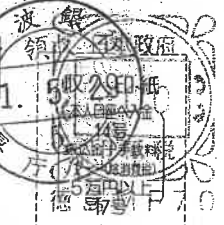
ご依頼人  
フリガナ H7シヨウキョウコ  
おてんわ [Redacted]  
(おなまえ) 東条 恭子 様

- (ご注意)
- 振込依頼書に記載相違等不備のあった場合には、照会等のため振込が遅延することがあります。
  - やむを得ない事由による通信機器・回線の障害等によって振込が遅延することがあっても当行は責任を負いません。
  - 午後2時以後のご用命の場合は、当日中に入金できないこともございますので、あらかじめご了承ください。
  - 振込規定を店頭に備え付けておりますので、必要な方はお申出ください。なお、裏面に抜粋を掲載しております。

本受領書は、担当者認印での発行はいたしておりません。ご不明な点がございましたら、取扱店にご確認ください。

当行をご利用いただきましてありがとうございました。

株式会社 阿波銀行







(裏面)

ご利用明細票 11/21

| お取扱日                    | 店番      | お取引内容 |
|-------------------------|---------|-------|
| 01-10-29                | 62147   | 通帳送金  |
| 記号                      | 番号      |       |
| *****                   |         |       |
| 取扱番号                    | お取引金額   |       |
| N062                    | *73,000 |       |
|                         | 残高      |       |
| [Redacted]              |         |       |
| 送金料金 *440円              |         |       |
| 振込予定日 01-10-29          |         |       |
| トウシヨウキョウコトシヨセイキインヲフヤスカイ |         |       |
| ご利用いただきましてありがとうございました。  |         |       |
| —— ゆうちょ銀行 ——            |         |       |

ご利用明細票 12

| お取扱日                    | 店番      | お取引内容 |
|-------------------------|---------|-------|
| 01-11-28                | 62163   | 通帳送金  |
| 記号                      | 番号      |       |
| *****                   |         |       |
| 取扱番号                    | お取引金額   |       |
| N055                    | *73,000 |       |
|                         | 残高      |       |
| [Redacted]              |         |       |
| 送金料金 *440円              |         |       |
| 振込予定日 01-11-28          |         |       |
| トウシヨウキョウコトシヨセイキインヲフヤスカイ |         |       |
| ご利用いただきましてありがとうございました。  |         |       |
| —— ゆうちょ銀行 ——            |         |       |

【按分による支出の場合】

|           |           |
|-----------|-----------|
| 按分率       | 1/2       |
| 政務活動費の支出額 | 293,574 円 |

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

|           |   |
|-----------|---|
| 政務活動費の支出額 | 円 |
|-----------|---|

## 令和元年度 事務所状況報告書

会派名 女性みらい

議員名 東条 恭子

※必要事項を記入の上、該当する項目に☑を入れる


|        |   |  |      |  |  |  |                                |  |
|--------|---|--|------|--|--|--|--------------------------------|--|
| 所在地    | 〒 770-0939<br>住所 徳島市かちどき橋2丁目7-1<br>かちどきマンション1階 電話 ( 088-602-7245 )  |  |      |  |  |  |                                |  |
| 所有区分   | <input type="checkbox"/> 自己、配偶者又は一親等の親族が所有<br>自己、配偶者又は一親等の親族の経営する法人が所有<br>自己が実質支配する法人が所有<br><br><input checked="" type="checkbox"/> 上記以外（第三者からの賃貸物件等）<br>賃貸借契約先 ( ) |  |      |  |  |  |                                |  |
| 事務所形態  | <input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所<br><br><input type="checkbox"/> 自宅兼事務所 全体面積 _____ m <sup>2</sup> (うち、事務所部分面積 _____ m <sup>2</sup> )                       |  |      |  |  |  |                                |  |
|        | 他用途としての届出   | <input type="checkbox"/> 無<br><br><input checked="" type="checkbox"/> 有 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">}</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 後援会事務所</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 政党事務所</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> その他 ( )</td> </tr> </table> |      | }  | <input checked="" type="checkbox"/> 後援会事務所 |  | <input type="checkbox"/> 政党事務所 |  |
| }      | <input checked="" type="checkbox"/> 後援会事務所  |  |      |  |  |  |                                |  |
|        | <input type="checkbox"/> 政党事務所  |  |      |  |  |  |                                |  |
|        | <input type="checkbox"/> その他 ( )  |  |      |  |  |  |                                |  |
| 按分率の根拠 | <input type="checkbox"/> 使用実態等による合理的な説明ができる場合 按分率 ( )<br>※按分率の根拠を説明する資料を添付すること  |  |      |  |  |  |                                |  |
|        | <input checked="" type="checkbox"/> 合理的な説明が困難な場合（下表の按分率を適用）   |  |      |  |  |  |                                |  |
|        | 該当欄に<br>✓を記入  | 所有区分   | 家賃料  |  |  |  |                                |  |
|        |   | 自宅兼用   | 充当不可 | 光熱水費・<br>維持管理費<br>1/4 又は<br>使用面積割合の<br>どちらか低い方 |  |  |                                |  |
|        | 自己、配偶者又は一親等の親族が所有<br>自己、配偶者又は一親等の親族の経営する法人が所有<br>自己が実質支配する法人が所有   | 充当不可   | 1/2  |  |  |  |                                |  |
| レ      | 上記以外（第三者所有）   | 1/2  | 1/2  |  |  |  |                                |  |

|     |       |  |       |  |
|-----|-------|--|-------|--|
| 確認印 | 会派代表者 |  | 経理責任者 |  |
|-----|-------|--|-------|--|

活動報告書兼領収書等添付票

|      |      |
|------|------|
| 項目   | 事務所費 |
| 整理番号 | 2    |

| 費目                        | 月分 | 支払の内容                              |
|---------------------------|----|------------------------------------|
| ※該当費目を○で囲む                |    | 徳島市内にある家賃                          |
| ○家賃料                      | 1  | 1月分 73,000円 + 440                  |
|                           | 2  | 2月分 73,000円 + 440                  |
|                           | 月分 | 計 146,000円 + 880円      合計 146,880円 |
| 電気代                       |    |                                    |
| 水道代                       |    |                                    |
| ガス代                       |    |                                    |
| その他                       |    |                                    |
| ※具体的に記載                   |    |                                    |
| 例：<br>警備会社<br>との警備<br>委託料 |    |                                    |

|  |  |
|--|--|
| 議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）                                       | 会派使用欄  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である | 経理責任者審査<br><br> |
| <input checked="" type="checkbox"/> 事務所状況報告書が提出されている（内容に不備等がない）            |  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 政務活動費の支出額には事務所状況報告書記載の按分率が適用されている      |  |

(裏面)

### ご利用明細票

| お取扱日                    | 店番      | お取引内容 |
|-------------------------|---------|-------|
| 01-12-24                | 62163   | 通帳送金  |
| 記号                      | 番号      |       |
| *****                   |         |       |
| 取扱番号                    | お取引金額   |       |
| N076                    | *73,000 |       |
|                         | 残高      |       |
| 送金料金 *440円              |         |       |
| 振込予定日 01-12-24          |         |       |
| トウシヨウキョウコトシヨセイキインツフヤスカイ |         |       |

ご利用いただきましてありがとうございました。

—— ゆうちょ銀行 ——

く  
1  
に  
用

### ご利用明細票

| お取扱日                    | 店番      | お取引内容 |
|-------------------------|---------|-------|
| 02-01-28                | 62202   | 通帳送金  |
| 記号                      | 番号      |       |
| *****                   |         |       |
| 取扱番号                    | お取引金額   |       |
| N087                    | *73,000 |       |
|                         | 残高      |       |
| 送金料金 *440円              |         |       |
| 振込予定日 02-01-28          |         |       |
| トウシヨウキョウコトシヨセイキインツフヤスカイ |         |       |

ご利用いただきましてありがとうございました。

—— ゆうちょ銀行 ——

#### 【按分による支出の場合】

|           |         |
|-----------|---------|
| 按分率       | 1/2     |
| 政務活動費の支出額 | 73,440円 |

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

#### 【経費の一部に充当した支出の場合】

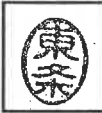
|           |   |
|-----------|---|
| 政務活動費の支出額 | 円 |
|-----------|---|



### 活動報告書兼領収書等添付票

|      |      |
|------|------|
| 項目   | 事務所費 |
| 整理番号 | 3    |

| 費目                | 月分 | 支払の内容                  |
|-------------------|----|------------------------|
| ※該当費目を○で囲む        |    | 支払い内容                  |
|                   |    | 6月分 1,059円 ÷ 2 = 529円  |
| 家賃料               |    | 7月分 1,337円 ÷ 2 = 668円  |
| 電気代               |    | 8月分 1,896円 ÷ 2 = 948円  |
|                   |    | 9月分 1,893円 ÷ 2 = 946円  |
| 水道代               | 6  | 10月分 1,627円 ÷ 2 = 813円 |
|                   | 5  | 11月分 1,298円 ÷ 2 = 649円 |
| ガス代               | 1  | 12月分 1,886円 ÷ 2 = 943円 |
|                   | 2  | 計 10,996円 = 5,496円     |
| その他               | 月分 |                        |
| ※具体的に記載           |    |                        |
| 例：<br>警備会社との警備委託料 |    |                        |

|  |  |
|--|--|
| 議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）                                       | 会派使用欄  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の用途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である | 経理責任者審査<br> |
| <input checked="" type="checkbox"/> 事務所状況報告書が提出されている（内容に不備等がない）            |  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 政務活動費の支出額には事務所状況報告書記載の按分率が適用されている      |  |

(A) 電気料金等振込金受領証 6

|                 |                    |                 |
|-----------------|--------------------|-----------------|
| 令和元年 6月分        | ご使用期間              | 5月 22日 ~ 6月 18日 |
| お客さま番号 (支払契約番号) |                    |                 |
| 東條 恭子 様         |                    |                 |
| 金額 (円)          | 消費税等相当額 (再掲) 円     |                 |
| 1059            | 78                 |                 |
| 燃料費調整額 (再掲) 円   | 再エネ発電促進賦課金等 (再掲) 円 |                 |
| 4               | 112                |                 |

| 契約種別 | 使用電力量<br>kWh | 契約電力<br>kVA-kw-A | 力率<br>% | 金額の内訳<br>円 | 延滞利息額等 (再掲)<br>円 |
|------|--------------|------------------|---------|------------|------------------|
| 04   | 38           |                  |         | 1059       |                  |
|      |              |                  |         |            |                  |
|      |              |                  |         |            |                  |
|      |              |                  |         |            |                  |
|      |              |                  |         |            |                  |
|      |              |                  |         |            |                  |
| 定額   | 10 W         | 20 W             | 40 W    | 60 W       | 100W 50kW以上 V以上  |
|      |              |                  |         |            | 精算額 (再掲) 円       |

支払期日 元年 7月19日  
お取扱期限日 元年 8月 8日

お問い合わせ先 徳島支店  
☎ 0120-564-552

四国電力株式会社

○本証により当社の集金員が収納することはありません。  
○受領印のないものおよび金額を訂正したものは無効です。  
(お客さま控え)



(裏面もご覧ください)

(A) 電気料金等振込金受領証 7

|                 |                    |                 |
|-----------------|--------------------|-----------------|
| 令和元年 7月分        | ご使用期間              | 6月 19日 ~ 7月 21日 |
| お客さま番号 (支払契約番号) |                    |                 |
| 東條 恭子 様         |                    |                 |
| 金額 (円)          | 消費税等相当額 (再掲) 円     |                 |
| 1337            | 99                 |                 |
| 燃料費調整額 (再掲) 円   | 再エネ発電促進賦課金等 (再掲) 円 |                 |
| 7               | 147                |                 |

| 契約種別 | 使用電力量<br>kWh | 契約電力<br>kVA-kw-A | 力率<br>% | 金額の内訳<br>円 | 延滞利息額等 (再掲)<br>円 |
|------|--------------|------------------|---------|------------|------------------|
| 04   | 50           |                  |         | 1337       |                  |
|      |              |                  |         |            |                  |
|      |              |                  |         |            |                  |
|      |              |                  |         |            |                  |
|      |              |                  |         |            |                  |
| 定額   | 10 W         | 20 W             | 40 W    | 60 W       | 100W 50kW以上 V以上  |
|      |              |                  |         |            | 精算額 (再掲) 円       |

上記お振込金額を受領いたしました。

支払期日 元年 8月21日  
お取扱期限日 元年 9月10日

お問い合わせ先 徳島支店  
☎ 0120-564-552

四国電力株式会社

○本証により当社の集金員が収納することはありません。  
○受領印のないものおよび金額を訂正したものは無効です。  
(お客さま控え)



(裏面もご覧ください)

(A) 電気料金等振込金受領証 8

|                 |                    |                 |
|-----------------|--------------------|-----------------|
| 令和元年 8月分        | ご使用期間              | 7月 22日 ~ 8月 20日 |
| お客さま番号 (支払契約番号) |                    |                 |
| 東條 恭子 様         |                    |                 |
| 金額 (円)          | 消費税等相当額 (再掲) 円     |                 |
| 1896            | 140                |                 |
| 燃料費調整額 (再掲) 円   | 再エネ発電促進賦課金等 (再掲) 円 |                 |
| 14              | 218                |                 |

| 契約種別 | 使用電力量<br>kWh | 契約電力<br>kVA-kw-A | 力率<br>% | 金額の内訳<br>円 | 延滞利息額等 (再掲)<br>円 |
|------|--------------|------------------|---------|------------|------------------|
| 04   | 74           |                  |         | 1896       |                  |
|      |              |                  |         |            |                  |
|      |              |                  |         |            |                  |
|      |              |                  |         |            |                  |
|      |              |                  |         |            |                  |
| 定額   | 10 W         | 20 W             | 40 W    | 60 W       | 100W 50kW以上 V以上  |
|      |              |                  |         |            | 精算額 (再掲) 円       |

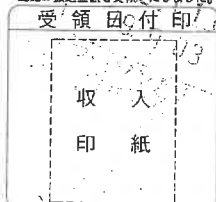
上記お振込金額を受領いたしました。

支払期日 元年 9月20日  
お取扱期限日 元年 10月10日

お問い合わせ先 徳島支店  
☎ 0120-564-552

四国電力株式会社

○本証により当社の集金員が収納することはありません。  
○受領印のないものおよび金額を訂正したものは無効です。  
(お客さま控え)



(裏面もご覧ください)

(A) 電気料金等振込金受領証 9

|                 |                    |                 |  |
|-----------------|--------------------|-----------------|--|
| 令和元年 9月分        | ご使用期間              | 8月 21日 ~ 9月 17日 |  |
| お客さま番号 (支払契約番号) |                    | 東條 恭子 様         |  |
| 金額 (円)          | 消費税等相当額 (再掲) 円     |                 |  |
| 1893            | 140                |                 |  |
| 燃料費調整額 (再掲) 円   | 再エネ発電促進賦課金等 (再掲) 円 |                 |  |
| 11              | 218                |                 |  |

| 契約種別       | 使用電力量 kWh | 契約電力 kVA-kw-A | 力率 % | 金額の内訳 円 | 延滞利息額等 (再掲) 円  |
|------------|-----------|---------------|------|---------|----------------|
| 04         | 74        | ▲             | ▲    | 1893    |                |
|            |           | ▲             | ▲    |         |                |
|            |           | ▲             | ▲    |         |                |
|            |           | ▲             | ▲    |         |                |
| 定額         | 10 W      | 20 W          | 40 W | 60 W    | 100W/50/100V以上 |
| 精算額 (再掲) 円 |           |               |      |         |                |

上記お振込金額を受領いたしました。

|   |          |          |
|---|----------|----------|
| 支払期日                                      | お取扱期限日   | 受領日付印    |
| 元年10月18日                                  | 元年11月 7日 | 19.10.04 |
| 徳島支店<br>☎ 0120-564-552<br><b>四国電力株式会社</b> |          |          |

○本証により当社の集金員が収納することはありません。  
○受領印のないものおよび金額を訂正したものは無効です。

(お客さま控え)

(裏面もご覧ください)

(A) 電気料金等振込金受領証 10

|                 |                    |                  |  |
|-----------------|--------------------|------------------|--|
| 令和元年 10月分       | ご使用期間              | 9月 18日 ~ 10月 20日 |  |
| お客さま番号 (支払契約番号) |                    | 東條 恭子 様          |  |
| 金額 (円)          | 消費税等相当額 (再掲) 円     |                  |  |
| 1627            | 120                |                  |  |
| 燃料費調整額 (再掲) 円   | 再エネ発電促進賦課金等 (再掲) 円 |                  |  |
| -1              | 185                |                  |  |

| 契約種別       | 使用電力量 kWh | 契約電力 kVA-kw-A | 力率 % | 金額の内訳 円 | 延滞利息額等 (再掲) 円  |
|------------|-----------|---------------|------|---------|----------------|
| 04         | 63        | ▲             | ▲    | 1627    |                |
|            |           | ▲             | ▲    |         |                |
|            |           | ▲             | ▲    |         |                |
|            |           | ▲             | ▲    |         |                |
| 定額         | 10 W      | 20 W          | 40 W | 60 W    | 100W/50/100V以上 |
| 精算額 (再掲) 円 |           |               |      |         |                |

上記お振込金額を受領いたしました。

|   |          |          |
|---|----------|----------|
| 支払期日                                      | お取扱期限日   | 受領日付印    |
| 元年11月20日                                  | 元年12月10日 | 19.11.07 |
| 徳島支店<br>☎ 0120-564-552<br><b>四国電力株式会社</b> |          |          |

○本証により当社の集金員が収納することはありません。  
○受領印のないものおよび金額を訂正したものは無効です。

(お客さま控え)

(裏面もご覧ください)

(A) 電気料金等振込金受領証 11

|                 |                    |                   |  |
|-----------------|--------------------|-------------------|--|
| 令和元年 11月分       | ご使用期間              | 10月 21日 ~ 11月 19日 |  |
| お客さま番号 (支払契約番号) |                    | 東條 恭子 様           |  |
| 金額 (円)          | 消費税等相当額 (再掲) 円     |                   |  |
| 1298            | 118                |                   |  |
| 燃料費調整額 (再掲) 円   | 再エネ発電促進賦課金等 (再掲) 円 |                   |  |
| -8              | 141                |                   |  |

| 契約種別       | 使用電力量 kWh | 契約電力 kVA-kw-A | 力率 % | 金額の内訳 円 | 延滞利息額等 (再掲) 円  |
|------------|-----------|---------------|------|---------|----------------|
| 04         | 48        | ▲             | ▲    | 1298    |                |
|            |           | ▲             | ▲    |         |                |
|            |           | ▲             | ▲    |         |                |
|            |           | ▲             | ▲    |         |                |
| 定額         | 10 W      | 20 W          | 40 W | 60 W    | 100W/50/100V以上 |
| 精算額 (再掲) 円 |           |               |      |         |                |

上記お振込金額を受領いたしました。

|   |          |          |
|---|----------|----------|
| 支払期日                                      | お取扱期限日   | 受領日付印    |
| 元年12月20日                                  | 2年 1月 9日 | 19.12.04 |
| 徳島支店<br>☎ 0120-564-552<br><b>四国電力株式会社</b> |          |          |

○本証により当社の集金員が収納することはありません。  
○受領印のないものおよび金額を訂正したものは無効です。

(お客さま控え)

(裏面もご覧ください)

(A) 電気料金等振込金受領証 12

|                 |                    |                   |  |
|-----------------|--------------------|-------------------|--|
| 令和元年 12月分       | ご使用期間              | 11月 20日 ~ 12月 17日 |  |
| お客さま番号 (支払契約番号) |                    | 東條 恭子 様           |  |
| 金額 (円)          | 消費税等相当額 (再掲) 円     |                   |  |
| 1886            | 171                |                   |  |
| 燃料費調整額 (再掲) 円   | 再エネ発電促進賦課金等 (再掲) 円 |                   |  |
| -26             | 218                |                   |  |

| 契約種別       | 使用電力量 kWh | 契約電力 kVA-kw-A | 力率 % | 金額の内訳 円 | 延滞利息額等 (再掲) 円  |
|------------|-----------|---------------|------|---------|----------------|
| 04         | 74        | ▲             | ▲    | 1886    |                |
|            |           | ▲             | ▲    |         |                |
|            |           | ▲             | ▲    |         |                |
|            |           | ▲             | ▲    |         |                |
| 定額         | 10 W      | 20 W          | 40 W | 60 W    | 100W/50/100V以上 |
| 精算額 (再掲) 円 |           |               |      |         |                |

上記お振込金額を受領いたしました。

|   |          |         |
|---|----------|---------|
| 支払期日                                      | お取扱期限日   | 受領日付印   |
| 2年 1月17日                                  | 2年 2月 3日 | 20.1.08 |
| 徳島支店<br>☎ 0120-564-552<br><b>四国電力株式会社</b> |          |         |

○本証により当社の集金員が収納することはありません。  
○受領印のないものおよび金額を訂正したものは無効です。

(お客さま控え)

(裏面もご覧ください)

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

|           |         |
|-----------|---------|
| 按分率       | 1/2     |
| 政務活動費の支出額 | 5,496 円 |

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率


【経費の一部に充当した支出の場合】

|           |   |
|-----------|---|
| 政務活動費の支出額 | 円 |
|-----------|---|

活動報告書兼領収書等添付票

|      |      |
|------|------|
| 項目   | 事務所費 |
| 整理番号 | 4    |

| 費目                | 月分 | 支払の内容                          |
|-------------------|----|--------------------------------|
| ※該当費目を○で囲む        |    | 支払い内容                          |
|                   |    | 1月分 2,063円 ÷ 2 = <u>1,031円</u> |
| 家賃料               |    |                                |
| <b>電気代</b>        |    |                                |
| 水道代               | 1  |                                |
| ガス代               | 月分 |                                |
| その他               |    |                                |
| ※具体的に記載           |    |                                |
| 例：<br>警備会社との警備委託料 |    |                                |

|  |  |
|--|--|
| 議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）                                       | 会派使用欄  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である | 経理責任者審査<br> |
| <input checked="" type="checkbox"/> 事務所状況報告書が提出されている（内容に不備等がない）            |  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 政務活動費の支出額には事務所状況報告書記載の按分率が適用されている      |  |

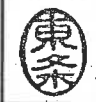




活動報告書兼領収書等添付票

|      |      |
|------|------|
| 項目   | 事務所費 |
| 整理番号 | 5    |

| 費目                | 月分 | 支払の内容                       |
|-------------------|----|-----------------------------|
| ※該当費目を○で囲む        |    | 支払い内容                       |
|                   |    | 7・8月分 3,046円 ÷ 2 = 1,523円   |
| 家賃料               |    | 9・10月分 3,046円 ÷ 2 = 1,523円  |
|                   |    | 11・12月分 3,100円 ÷ 2 = 1,550円 |
| 電気代               |    | 計 9,192円 = 4,596円           |
| 水道代               | 7  |                             |
|                   | 5  |                             |
| ガス代               | 1  |                             |
|                   | 2  |                             |
| その他               | 月分 |                             |
| ※具体的に記載           |    |                             |
| 例：<br>警備会社との警備委託料 |    |                             |

|  |  |
|--|--|
| 議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）                                       | 会派使用欄  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の用途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である | 経理責任者審査<br> |
| <input checked="" type="checkbox"/> 事務所状況報告書が提出されている（内容に不備等がない）            |  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 政務活動費の支出額には事務所状況報告書記載の按分率が適用されている      |  |

水道料金等納入通知書兼領収書 (公)

かちどき橋2丁目7-1  
 かちどきマンション  
 東條 恭子様

|      |                              |
|------|------------------------------|
| 使用月分 | 平成31年度3期分<br>(7・8月分)         |
| 使用期間 | 令和元年 8月 9日から<br>令和元年 8月 8日まで |
| 用途   | 一般用                          |
| 口径   | 13mm                         |
| 戸数   | 1戸                           |

|       |                  |   |
|-------|------------------|---|
| お客様番号 | 納期限              | 令和元年 9月25日  |
| ご使用水量 | 1 m <sup>3</sup> | 水道料金 1,274円<br>メーター使用料金 144円<br>下水道使用料 1,628円<br>督促手数料 0円 |
| 合計金額  |                  | 3,046円  |

※切り取らないで、お支払い場所にお持ちください。  
 収納代行会社 DSK電算システム  
 徴収業務受託者 第一環境㈱  
 上記の金額を領収しました。

※この領収証書は大切に保管してください。

徳島市水道局長



(収入印紙不要)

発行日  
令和元年 8月 8日



振替口座 加入者名 徳島市水道局  
 取りまとめ店 〒770-8794 ゆうちょ銀行 徳島貯金事務センター  
 190808-4936-007

水道料金等納入通知書兼領収書 (公)

かちどき橋2丁目7-1  
 かちどきマンション  
 東條 恭子様

|      |                               |
|------|-------------------------------|
| 使用月分 | 平成31年度4期分<br>(9・10月分)         |
| 使用期間 | 令和元年 8月 8日から<br>令和元年 10月 9日まで |
| 用途   | 一般用                           |
| 口径   | 13mm                          |
| 戸数   | 1戸                            |

|       |                  |   |
|-------|------------------|---|
| お客様番号 | 納期限              | 令和元年 11月25日   |
| ご使用水量 | 2 m <sup>3</sup> | 水道料金 1,274円<br>メーター使用料金 144円<br>下水道使用料 1,628円<br>督促手数料 0円 |
| 合計金額  |                  | 3,046円  |

※切り取らないで、お支払い場所にお持ちください。  
 収納代行会社 DSK電算システム  
 徴収業務受託者 第一環境㈱  
 上記の金額を領収しました。

※この領収証書は大切に保管してください。

徳島市水道局長



(収入印紙不要)

発行日  
令和元年 10月 9日



振替口座 加入者名 徳島市水道局  
 取りまとめ店 〒770-8794 ゆうちょ銀行 徳島貯金事務センター  
 191009-4936-006

(裏面)

本欄

※裏  
※領  
貼  
てく

水道料金等納入通知書兼領収書 (公)

かちどき橋2丁目7-1  
かちどきマンション  
東條 恭子様

|      |                            |
|------|----------------------------|
| 使用月分 | 平成31年度5期分<br>(11・12月分)     |
| 使用期間 | 令和元年10月9日から<br>令和元年12月9日まで |
| 用途   | 一般用                        |
| 口径   | 13mm                       |
| 戸数   | 1戸                         |

|       |                 |          |           |
|-------|-----------------|----------|-----------|
| お客様番号 |                 | 納期限      | 令和2年1月27日 |
| ご使用水量 | 1m <sup>3</sup> | 水道料金     | 1,296円    |
|       |                 | メーター使用料金 | 146円      |
|       |                 | 下水道使用料   | 1,658円    |
|       |                 | 督促手数料    | 0円        |
|       |                 | 合計金額     | 3,100円    |

※切り取らないで、お支払い場所にお持ちください。

収納代行会社 DSK電算システム  
徴収業務受託者 第一環境㈱  
上記の金額を領収しました。

※この領収証書は大切に保管してください。

徳島市水道局長



(収入印紙不要)

発行日  
令和元年12月9日



|        |                             |      |        |
|--------|-----------------------------|------|--------|
| 振替口座   |                             | 加入者名 | 徳島市水道局 |
| 取りまとめ店 | 〒770-8794 ゆうちょ銀行 徳島野金事務センター |      |        |

191209-4936-010

(お客様控)

【按分による支出の場合】

|           |        |
|-----------|--------|
| 按分率       | 1/2    |
| 政務活動費の支出額 | 4,596円 |

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率


【経費の一部に充当した支出の場合】

|           |   |
|-----------|---|
| 政務活動費の支出額 | 円 |
|-----------|---|

活動報告書兼領収書等添付票

|      |      |
|------|------|
| 項目   | 事務所費 |
| 整理番号 | 6    |

| 費目                | 月分 | 支払の内容                     |
|-------------------|----|---------------------------|
| ※該当費目を○で囲む        |    | 支払い内容                     |
| 家賃料               |    | 1・2月分 3,100円 ÷ 2 = 1,550円 |
| 電気代               |    | 計 3,100円 = 1,550円         |
| 水道代               | 1  |                           |
| ガス代               | 2  |                           |
| その他               | 月分 |                           |
| ※具体的に記載           |    |                           |
| 例：<br>警備会社との警備委託料 |    |                           |

|  |  |
|--|--|
| 議員本人による確認欄 (次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)  | 会派使用欄  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準 (条例第2条第1項) に合致した適正な支出である | 経理責任者審査<br> |
| <input checked="" type="checkbox"/> 事務所状況報告書が提出されている (内容に不備等がない)             |  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 政務活動費の支出額には事務所状況報告書記載の按分率が適用されている        |  |



(裏面)

水道料金等納入通知書兼領収書 (公)

かちどき橋2丁目7-1

かちどきマンション

東條 恭子様

|      |                            |
|------|----------------------------|
| 使用月分 | 平成31年度6期分<br>(1・2月分)       |
| 使用期間 | 令和元年12月9日から<br>令和2年2月10日まで |
| 用途   | 一般用                        |
| 口径   | 13mm                       |
| 戸数   | 1戸                         |

|       |                  |          |           |
|-------|------------------|----------|-----------|
| お客様番号 |                  | 納期限      | 令和2年3月25日 |
| ご使用水量 | 2 m <sup>3</sup> | 水道料金     | 1,296円    |
|       |                  | メーター使用料金 | 146円      |
|       |                  | 下水道使用料   | 1,658円    |
|       |                  | 督促手数料    | 0円        |
|       |                  | 合計金額     | 3,100円    |

※切り取らないで、お支払い場所にお持ちください。  
収納代行会社 DSK電算システム  
徴収業務受託者 第一環境㈱  
上記の金額を領収しました。

※この領収証書は大切に保管してください。

徳島市水道局長



(収入印紙不要)

発行日  
令和2年2月10日



振替口座 加入者名 徳島市水道局  
取りまとめ店 〒770-8794 ゆうちょ銀行 徳島貯金事務センター  
200210-4936-012

(お客様控)

貼り付

【按分による支出の場合】

|           |        |
|-----------|--------|
| 按分率       | 1/2    |
| 政務活動費の支出額 | 1,550円 |

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

|           |   |
|-----------|---|
| 政務活動費の支出額 | 円 |
|-----------|---|